

京都市教育長訓令甲第7号

事務局

学 校

幼稚園

教育機関

京都市教育委員会事務局教育次長等代決規程の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

京都市教育長 在田正秀

第3条第2項中「新工業高校開準備室長」を「御所東小学校開設準備室長」に改め、同条第12項中「新工業高校開準備室長」を「御所東小学校開設準備室長」に改め、「室長補佐又は」を削る。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)